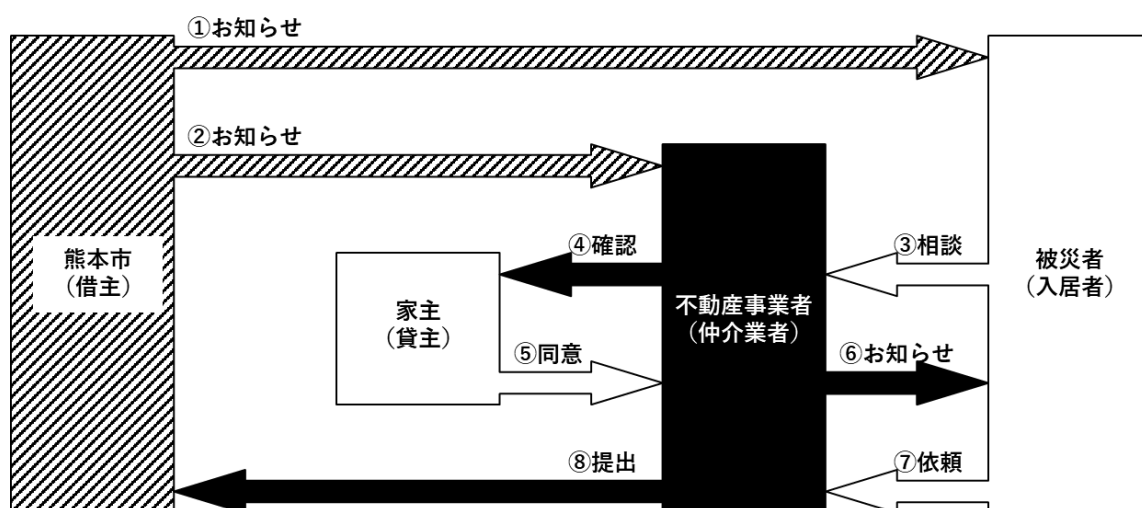


賃貸型応急住宅にお住まいの皆さまへ（ご案内）

ご入居中の賃貸型応急住宅について、供与期間を契約期間開始日（初回）から1年間まで延長することが可能となりました。

つきましては、延長を希望される方は、当初契約時の仲介業者に相談のうえ、再契約の手続きを進めてください。

なお、再契約は、賃貸物件所有者の同意が前提となります。



【手続きの流れ】

①～② 熊本市から入居者と不動産事業者へ「熊本市賃貸型応急住宅の供与期間の延長について（ご案内）」をお送りします。

③ 入居者は、供与期間の延長（再契約）について不動産事業者（仲介業者）にご相談ください。

④～⑥ 不動産事業者は、対象物件の供与期間の延長（再契約）について、貸主の意向をご確認ください。同意が得られた場合は、同意書を徴取したうえで、入居者に供与期間の延長（再契約）が可能であることを伝えてください。

⑦ 入居者は、不動産事業者に対象物件の供与期間の延長（再契約）に必要な書類の作成を依頼してください。

⑧ 不動産事業者は、入居者とともに作成した必要書類を提出してください。

【お問い合わせ先】 熊本市役所 9 階 住宅政策課 総務企画班 電話：096-328-2989

熊本市賃貸型応急住宅 供与期間延長の概要

1 対象者の要件（いずれにも該当）

- (1) 熊本市賃貸型応急住宅にお住まいの方
- (2) 現在の契約期間が6か月以下の方（応急修理を利用されている方を除きます）

2 延長期間

契約期間開始日（初回）から1年間まで
（不足する期間については、再契約により延長）

3 提出書類

- ① 熊本市賃貸型応急住宅再契約申込書（様式第1号の3）
- ② 同意書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第4号）
- ④ 賃貸型応急住宅賃貸借契約書(再契約用)（様式第22号）
- ⑤ 定期賃貸住宅契約についての説明（様式第11号）
- ⑥ 重要事項説明書（写し）

4 費用負担

(1) 市の負担

項目	内容
賃料	初回契約と同様
共益費（管理費）	
再契約に伴う仲介手数料	家賃の0.55か月分以内
損害保険料	損害保険料は、熊本市が包括契約に基づき加入する。

※初回契約時負担を充当しますので、退去修繕負担金（敷金）・礼金・鍵交換費を再契約時に重ねて負担することはありません。

(2) 入居者の負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費等

【お問い合わせ先】

熊本市役所 9 階 住宅政策課 総務企画班

電話：096-328-2989